平成２２年（フ）第４８号
山形県米沢市中田町858番地の21
債務者　大河原　勉
1　決定年月日時　平成22年４月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第４９号
山形県米沢市中田町858番地の21
債務者　大河原明子
1　決定年月日時　平成22年４月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第５０号
山形県米沢市中央１丁目13番14号　米沢中央マンション303号室
債務者　池田　和美（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成22年４月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第５２号
山形県長井市五十川1383番地
債務者　菊池　あき
1　決定年月日時　平成22年４月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第１１０号
さいたま市浦和区常盤10丁目８番５号　ボヌール常盤503号
債務者　横山　幸代
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６１号
埼玉県北本市栄７番地　１－６－404
債務者　藤田　茂一
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８７号
埼玉県北本市中丸５丁目75番地
債務者　鳥塚　大輝
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２２３号
埼玉県上尾市大字瓦葺2716番地　尾山台団地５－24－505
債務者　岡田　　豊
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２３２号
さいたま市見沼区東大宮４丁目５番地25　ベルピア東大宮第６－２－101
債務者　松本　　勇
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２７２号
埼玉県鴻巣市大間４丁目２番18号、旧住所埼玉県鴻巣市大間４丁目２番23号
債務者　肥留川幸子
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３９８号
埼玉県越谷市東越谷２丁目13番地３
債務者　末柄　成美
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３７９号
愛知県大府市月見町２丁目50番地
債務者　汐見　優作
1　決定年月日時　平成22年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６５号
茨城県つくば市作谷3415番地26　オオタハイツ２　101号、住民票上の住所茨城県つくば市作谷3415番地26
債務者　飯塚　賢治
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第６６号
茨城県つくば市作谷3415番地26　オオタハイツ２　101号、住民票上の住所茨城県つくば市作谷3415番地26
債務者　飯塚　智子
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第１３４５号
埼玉県和光市本町５番25号
債務者　大澤　敏子
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２５２号
埼玉県上尾市大字瓦葺1901番地　尾山台タウンハウスＢ－２
債務者　甲高　忠行
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３７１号
埼玉県北本市栄７番地　３－15－302
債務者　高橋つじ子
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係